2－2　地域密着型通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 入浴介助を行わない場合	注 過少サービスに対する減算	注 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型地域密着型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所に同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合	注 重度者ケア体制加算
イ 短時間型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 416単位	×70/100	×70/100	－1/100	－1/100			×70/100	+1/100		指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき +11単位	+5/100	1日につき +40単位	1日につき +15単位	1日につき +45単位	1月につき +100単位 3月に1回を限度	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +56単位	1日につき +76単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +30単位	1日につき +200単位 （月1回を限度）	1回につき +20単位 （6月に1回を限度）	1回につき +5単位 （6月に1回を限度）	1回につき +150単位 （月1回を限度）	1回につき +140単位 （月1回を限度）	1月につき +40単位	1日につき －4単位	片道につき －47単位	
		要介護2 478単位																																			
		要介護3 540単位																																			
		要介護4 600単位																																			
		要介護5 663単位																																			
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 436単位																																			
		要介護2 501単位																																			
		要介護3 566単位																																			
		要介護4 629単位																																			
		要介護5 695単位																																			
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 657単位																																			
		要介護2 776単位																																			
		要介護3 896単位																																			
		要介護4 1,013単位																																			
		要介護5 1,134単位																																			
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 678単位																																			
		要介護2 801単位																																			
		要介護3 925単位																																			
		要介護4 1,049単位																																			
		要介護5 1,172単位																																			
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 753単位																																			
		要介護2 890単位																																			
		要介護3 1,032単位																																			
		要介護4 1,172単位																																			
		要介護5 1,312単位																																			
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 783単位																																			
		要介護2 925単位																																			
		要介護3 1,072単位																																			
		要介護4 1,220単位																																			
		要介護5 1,365単位																																			
ロ 療養通所介護費（1月につき）							×95/100	×78/100																													1月につき +150単位
ハ 短期利用療養通所介護費（1日につき）																																					

ニ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	1回につき 22単位を加算
		(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ	1回につき 18単位を加算
		(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ	1回につき 6単位を加算
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	1月につき 48単位を加算
		(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ	1月につき 24単位を加算
	(3) ハを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ハ	1月につき 12単位を加算
		(二) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ	1月につき 6単位を加算

ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		1月につき 1所定単位×12／1000
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		1月につき 1所定単位×9／1000
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		1月につき 1所定単位×7／1000
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		1月につき 1所定単位×4／1000
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1）	1月につき 1所定単位×4／1000
		(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（2）	1月につき 1所定単位×4／1000
		(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（3）	1月につき 1所定単位×3／1000
		(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（4）	1月につき 1所定単位×3／1000
		(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（5）	1月につき 1所定単位×2／1000
		(六) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（6）	1月につき 1所定単位×2／1000
		(七) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（7）	1月につき 1所定単位×1／1000
		(八) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（8）	1月につき 1所定単位×1／1000
		(九) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（9）	1月につき 1所定単位×1／1000
		(十) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（10）	1月につき 1所定単位×1／1000
		(十一) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（11）	1月につき 1所定単位×1／1000
		(十二) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（12）	1月につき 1所定単位×1／1000
		(十三) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（13）	1月につき 1所定単位×1／1000
		(十四) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（14）	1月につき 1所定単位×1／1000

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数とする。

「特別地域居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算（Ⅲ）」、「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　業務継続計画未策定減算については、感染症や予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※　介護職員処遇改善加算（ホ）については、令和6年3月31日を期限とする。